

# なかつか 亮



## はまの区長は、自衛隊東京本部が協力を求める

# 17歳~26歳名簿提出に拒否を

自衛隊東京本部は品川区長に対し、自衛官募集案内に関わって満17歳から満26歳となる品川区民の氏名、生年月日、男女、住所の情報提供を依頼していることがわかりました。現在のところ区は「対応を協議中」と話します。

これまで自衛隊による住基情報の閲覧はありましたが、年齢を限定し、自治体に個人情報を出させ、名簿の提出を求めたのは初めてです。実際に金沢市では個人情報提供され高校3年生に自衛隊募集が7月2日に郵送。「赤紙みたいで怖い」と声があがりました。

海外への戦争協力を  
きつぱりノーを！

### 適齢者情報の「抽出 閲覧」に協力を

調べによると、6月5日付で自衛隊東京地方協力本部長から品川区長宛てに「適齢者情報の提供について(依頼)」が届きました。

内容は自衛隊法施行令第120条を根拠に「氏名、出生の年月日(昭和63年4月2日から平成9年4月1日までの間に生まれた者)、男女の別及び住所の4つの適齢者情報」の抽出閲覧への依頼です。

つまり住基ネット上の17歳~26歳名簿についてデータ抽出と閲覧を区長に求めたのです。

同月、自衛隊幹部職員の課長就任挨拶で区役所を来庁した際、区部長と担当課長に「依頼」に対する説明も行いました。

### 「提出」に変更

その後、抽出依頼は7月29日付で差し替えとなり「抽出したものを紙ベースで提出を」とさらに突っ込んだ依頼に変更されました。



区民の氏名、年齢、

住所、性別など住基ネット上の個人情報、国や都ではなく品川区が保有・管理しています。

これまでも自衛隊による住基ネット情報の閲覧はあり、自衛隊はパソコン画面で37万人区民情報を数日間かけて閲覧（メモ可能）することはありましたが、今回のように年齢を限定したデータ抽出と提出の依頼は初めてです。

**大がかりな勧誘作戦？**

集団的自衛権「閣議決定」がされた7月1日以降、人気アイドルが出演する自衛隊募集をテレビCMするなど大がかりな募集作戦が展開されています。

大量の名簿収集とは大規模な自衛官勧誘準備ではないでしょうか。

**なぜ個人情報か**

そもそも個人情報が本人同意なく、なぜ自衛隊に提供なのか？

ひとつの主張が品川区情報公開・個人情報保護条例第25条（目的外利用）です。

第25条第2項の「法令等の定めがあるとき」は「目的外利用・提供をすることができ」を根拠に、本人同意なく自衛隊への提供は可能だという主張です。

しかし同条には「目的外利用・提供をすることによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがある」と認められる場合は、この限りではない。「本人の権利利益を侵害することがない」ように十分配慮を」との規定があります。

解釈で憲法を壊し、

海外で戦争する国を目指す安倍政権の下、自衛隊への個人情報の抽出・提供とは「不当な侵害の恐れ」ではないでしょうか。

**「できる」規定とは**

法的根拠とする自衛隊法施行令120条も条文は防衛大臣は自治体に自衛官募集に必要な「資料の提出を求めることができ」という規定。つまりその依頼を受けるのか？断るか？の判断は品川区長だということ。

**きっぱり拒否を**

地方自治体とは何よりも区民の生命を守る事が一番の役割です。品川区長は海外での戦争に協力する名簿提出をきっぱり拒否すべきです。なかつか亮

## 品川区情報公開・個人情報保護条例 第25条（目的外利用・提供の制限）

実施機関（品川区）は、利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用および提供（以下「目的外利用・提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。ただし、目的外利用・提供をすることによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。（1）本人の同意があるときまたは本人に提供するとき。（2）法令等に定めがあるとき。—（3）（4）（5）（6）省略— 3項省略—

4 実施機関（品川区）は、第2項の規定により目的外利用・提供をするときは、本人の権利利益を侵害することがないように十分配慮しなければならない。（一部加筆）

### 次回の「気軽な町の無料法律相談会」のお知らせ

9月5日（金） 午後6時～8時 場所：日本共産党なかつか亮事務所  
弁護士と一緒に相談会を行います。生活のこと法律のこと、お気軽にご相談ください  
連絡先 昼：区議控室 **5742-6818** 夜：事務所 **3773-3231**